

～より多くのB型肝炎被害救済のために～

平成26年7月20日(日)午後1時30分より

## B型肝炎訴訟・稚内説明会

**場所** 稚内市保健福祉センター 1階  
(稚内市中央4丁目16番2号)  
**電話** 0162-23-4000

参加費は無料、  
事前予約も  
不要です!!

### 《説明会の内容》

午後1時	開場
午後1時30分～午後2時15分	全体説明会・相談会
午後2時30分～午後3時30分	個別相談

### 《全国B型肝炎訴訟弁護団の取り組み》

平成23年6月28日、全国B型肝炎訴訟弁護団は国との間で、集団予防接種における注射器等のまわし打ちを原因とするB型肝炎ウイルス感染被害に関して“基本合意”を締結しました。これによりB型肝炎ウイルス感染被害の救済の枠組みが決まりました。

厚生労働省の試算ではこの訴訟に参加して救済措置を得られる方は全国で40万人ほどいるということですが、全国で訴訟に参加しているのはまだ1万1000名あまりに過ぎません。救済措置を受けることができるにもかかわらず、そのことを知らない方がたくさんいます。その中には、重い症状に苦しんでいる慢性肝炎や肝硬変、肝がんの患者さんも含まれます。

当弁護団では、正確な情報をみなさまにお伝えし、一人でも多くの被害者が救済措置を受けられるよう、相談会を全道各地で開催しており、今般、その一環として稚内市での説明会を開催することにいたしました。稚内市での説明会は、昨年引き続き2度目となりますが、昨年の説明会に参加された方で、現在訴訟に参加されている方もおられます。

皆様のご参加をお待ちしております。

### 《説明会・個別相談、訴訟に関するお問い合わせは…》

**全国B型肝炎訴訟北海道弁護団事務所**  
〒060-0042  
札幌市中央区大通西12丁目WEST12ビル4階

**011-231-1941**

<http://www.b-kan-sosho.jp/>

説明会にお越しになれない方でも、訴訟へ参加を希望される方、説明資料の送付を希望される方は、お気軽にお電話ください。B型肝炎に持続感染し、生年月日が昭和16年7月1日以降で、B型肝炎に感染していない母親又は年長の兄弟がいる方は、母子手帳がなくても原告になれる可能性があります。